

漁業経済学会 短 信

第 67 回大会およびシンポジウムの HP 上での開催について

皆様もご存じの通り、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、東京には緊急事態宣言が出されました。集会の自粛要請や厳しい移動制限も始まっております。このような状況に鑑み、大変残念ではございますが、第 67 回大会およびシンポジウムを従来の形式で開催することを断念せざるを得ないと判断いたしました。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

また代替措置として、下記のような形で HP 上での総会、研究報告とシンポジウム報告を行いたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 学会ホームページ上に「第 67 回大会」のコーナーを設ける。
2. 大きく以下の 3 つのコンテンツを掲載することで大会に代える。
 - 1) 総会での議事（事業報告や事業計画、決算と予算、会員動向、学会賞など）
 - 2) 大会シンポジウム報告
 - 3) 一般報告（口頭発表）

総会に関しましては、ご意見やご質問があれば事務局とのメールでやりとりを行い、その結果について必要があれば HP 上に掲載することとさせていただきます。

シンポジウム関連報告および一般報告につきましては、報告内容を 4000～4800 字、英文では 1000～1200 単語程度にまとめた論稿を提出していただき、そのまま査読せず HP に掲載することといたします。この掲載をもちまして、学会大会での一般報告あるいはシンポジウム報告を行ったことにさせていただきます。

また先日短信 (No. 146) でお知らせいたしました一般報告に関する申し込みは停止させていただきますが、上記の通り、HP 上での一般報告を希望される方は論稿をメールに添付する形式(ワードとエクセルを使用してください)で学会事務局 (fishecono@gmail.com) までご送付ください。5 月末日を締めきりとし、速やかに HP 上に掲載していきたいと思っております。なお執筆に関しましては、学会誌に関する執筆要領およびディスカッションペーパー投稿規定に準拠することとします。ただし要約は必要ありません。和文の場合は英文の表題と氏名も不要です。積極的な参加をお願いいたします。

また、シンポ論文、報告論文としての投稿の受領・査読・掲載は通常通り行いますので、シンポ報告者および報告論文としての学会誌掲載を希望される方は、7 月 20 日までに、HP 掲載の「漁業経済研究 投稿規定 (2019 年 12 月 25 日改訂版)」に基づく形式で、送

り状とともに学会編集委員会（gyokeied@gmail.com）まで当該内容の投稿原稿をお送りください。

上記の内容につきまして、変更等がありましたらHPで連絡させていただきますので、定期的に当HPをチェックしておいてください。なお理事会や学会賞選考委員会等に関しましては、別途メールで連絡させていただきますのでお待ちください。

前代未聞の状況ですので、学会の対応も行き届かないことがあると思いますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。会員の皆様におかれましては健康にご留意いただき、悪病に感染しないようくれぐれもご自愛、ご用心くださいませ。来年のこの時期に、第68回大会でお会いできますことを祈念し、また楽しみにしております。

（代表理事 佐野雅昭 事務局一同）

【 シンポジウム・プログラム 】

（先述の通り、シンポジウムの内容は6月にHP上で公開しますが、ここでは、概要と各報告の要旨を掲載します）

テーマ：「新時代の沿岸漁業 —あい路からの脱却は可能か—」

第1報告：佐々木貴文（北海道大学）

（解題）あい路にある沿岸漁業が模索し始めた抜け道とは

第2報告：麓貴光（水土舎）

沿岸漁業者の活力向上に向けた取り組みについて～「連携」・「協働」に着目して～

第3報告：宮澤晴彦（北海道大学）

自主的漁場管理と漁業経営の継承

第4報告：望月理生（東北福祉大学）

地域における漁協の意義—地域活動・販売活動・付加価値化を通じて—

第5報告：工藤貴史（東京海洋大学）

漁村再生の意義と課題 —高齢漁業者の役割と新たな経営形態の模索—（仮）

第6報告：三木奈都子（中央水産研究所）

漁村における女性の取り組み（仮）

コメント：山下東子（大東文化大学）

植田展大（農林中金総合研究所）

【 報告要旨 】

【第1報告】

解題：あい路にある沿岸漁業が模索し始めた抜け道とは

コーディネーター：佐々木 貴文（北海道大学）

今般、日本の沿岸漁業は、「漁業法」が改定されるなど大きな政策変化の時期を迎えている。この変化のただなかには、共同漁業権を入会権としてではなく社員権として再定義する作業などが進められており、制度改定は多くの注目点を含んだものとなっている。沿岸漁業を支えてきた漁業協同組合に関しても、従来の組合管理漁業権（特定区画漁業権と共同漁業権）の公益性の性格がどのように再評価され、新たな「団体漁業権」がいかにかに定義されていくかが注目されている。

このような、長期的に多方面に影響を及ぼすと思われる変更点が少ない制度改定によって、「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」ことが目指されるようになってきているが、本報告では「改革」の対象となっている漁村や漁業現場の今を、公表されて間もない2018年漁業センサスや、漁業・養殖生産統計などの統計から概観し、まずもって沿岸漁業や漁村の厳しい現実接近する。労働力を確保しにくくなっている状況などについても、学校基本調査統計など各種統計から確認する。

すなわち、全国平均より10ポイント程度高く推移している漁業・漁村の深刻な高齢化や、漁業就業者数に占める沿岸自営漁業就業者数の割合がこの10年で15ポイント程度下落（57.8%）していることなどに言及し、全体として沿岸漁業があい路にあることを示す。沿岸漁業生産量の低下（ただし1経営体当たりの生産量は安定）や、伸び悩む個人経営体の販売金額などについても確認する。

そのうえで、沿岸漁業がこうしたあい路から脱却しようと抜け道を模索している様子をとらえるため、将来を自らの手で作り出そうとしている漁村（沿岸漁業）の姿があることと、その行く手を可能な限り可視化することを試みて、各報告や全体討論へとつなげていく。これにより、漁業者の所得向上やバランスのとれた漁業就業構造を確立するための検討をおこなう基礎的知見を提供したい。共通認識としたい点は、「基礎疾患」を抱えた沿岸漁業に「外科的手術」を施すことは沿岸域の疲弊が加速するリスクがあるとの認識であり、また沿岸漁業の未来は多くの人々の生活を左右するものであるとの認識である。

本報告では、各地で起こりつつある自発的な「改革」や、新しい動きが沿岸漁村や漁協、そして漁家型経営体にあるのかを確認するため、具体例として宮城県漁協志津川支所戸倉出張所のカキ部会と小樽市漁協の沿岸漁船漁家における取組を分析する。前者は、東日本大震災をきっかけとした養殖施設の大胆な削減と後継者確保を優先したポイント制の導入によって生産期間や労働時間の短縮、経費の削減などの成果を残している取り組みであり、後者は、インターネットを利用した直売事業を展開することで消費者ニーズに適合した生産形態を模索し、販売単価の向上につなげようとしている取り組みである。

いずれも自発的かつ積極的な取り組みによる経営改善を実現した事例であり、まさに生き残りをかけた抜け道を見つけ出そうとしている取り組みとなっている。統計分析に加え、かかる事例から、他の地域にも参考となるような横展開を可能とする要素を見つけ出していきたい。

【第2報告】

沿岸漁業者の活力向上に向けた取り組みについて ～「連携」・「協働」に着目して～

麓 貴光（水土舎）

平成30年6月1日、「水産政策の改革について」が「農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂版)」の中に位置づけられた。同年12月には、「漁業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、改革の流れが加速している。

改革の柱は、新たな資源管理システムの構築と漁業権制度の見直し（区画漁業権の経営者免許化）に代表されよう。水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立をスローガンとする改革の下で、とりわけ漁業権制度の見直しは沿岸漁業の構造変化を促す意図が窺える。高齢化の進行が著しく、担い手問題もより深刻な小規模零細の沿岸漁船漁業階層から、新規参入や規模拡大等も含めて養殖業への移行を進め、もって、「成長産業化」を図ろうという意図である。すでに養殖業の成長産業化を目指した制度支援は進行中であり、今後の沿岸漁業振興施策の主流を成すものと推察される。

翻って、沿岸漁船漁業を対象とした施策はいかなる現状にあるだろうか。基幹的な施策の一つは「浜の活力再生プラン」（以下、「浜プラン」と称する。）であろう。現状、沿岸漁業の振興にかかる施策はほとんどが浜プランに関連付けられている。浜プランの根幹は、漁協・市町村を中核的な構成員とする地域水産業再生委員会を設置し、自主自律的に地域固有の課題に応じた活性化方策を取りまとめ、実践することにある。平成26年を初年とする浜プランも2期目に入り、全国で640地区が承認されている。各浜プランでは、地域が抱える固有の課題に応じて、様々な取組が講じられ、実践されてきた。

本報告は、上記の現状認識に立ち、漁業者自らの取組で成果を上げている事例をモデルに、今後の沿岸漁業を展望することを目的としている。対象とする漁業は20トン未満の沿岸漁船漁業や定置網漁業とし、特に「連携」・「協働」といった観点での取組事例に焦点を当てて分析を行うこととしたい。これからの沿岸漁業の行く道として、限られた資源の価値を高めること（または新たに生み出すこと）が重要であるし、そのためには価値を生み出す新たなバリューチェーンの創出が必要で、従来とは異なる「連携」・「協働」が求められると考えるからである。一方、新たな取組は従来からの地域の秩序に正負両面からの影響を与える可能性もある。特定の個人による取組に終わるのではなく、それを契機とした地域全体への波及という観点からは、既存の系統組織や地域社会との「連携」・「協働」も不可欠であろう。

以上から、本報告では、域外からの担い手確保に実績があり、多様で先駆的な取組を展開している三重県尾鷲市の株式会社早田大敷の他、いくつかの沿岸漁業者と地元流通業者の連携事例、業種業態・地域を超えた広域的な協働事例等を紹介するとともに、「連携」・「協働」のあり方を中心に置いて今後の沿岸漁業を展望する。

【第3報告】

自主的漁場管理と漁業経営の継承

宮澤晴彦（北海道大学）

漁業就業者の減少と高齢化傾向が止まらない。このままでは地域崩壊に至る漁村もある。それ故、そうした流れを食い止め、漁村を再生しようという取り組みが多く地域で試みられているが、漁村の維持・再生のためには資源・環境の持続に加え、人の持続が不可欠である。つまり、当然のことではあるが、残存する漁業経営のうちの一定数を次世代につないでいくことが求められているのだ。

実際、こうした取り組みが機能したためか、漁業者の減少に追いついてはいないものの、近年、漁業者のUIターンが増えている。しかしながら、もともと「継ぐに値しない経営」だったが故に漁業者の減少が続いていたのだとすると、これをそのままにしている人は、人を呼んでも定着しない。現実的に考えると、次世代につないでいける漁業経営を選択的に確立しなければならないのだが、そのためにはこのような漁家の存続を保証する漁場利用条件を付与することが必要とされよう。地域の自主的漁場管理の今日的意義がここにある。

漁場管理（許可漁業等も射程に入れる場合があるので、漁業権管理という範疇に限定しない）は資源管理や漁業管理を内包したうえで、誰が、どれだけ、どのように漁場を利用しえるかを定めるものであり、またそれを通じて地域漁業の経営構造を規定するものでもある。つまり、次世代に引き継ぐべき経営を、どのような姿形で形成するかという点が、漁場管理の内実として問われているのである。

また、漁家の跡継ぎにとどまらず、外部から新規参入者を受け入れた場合は、親子型の継承とは異なる、新たな経営継承の在り方が検討されねばならない。もちろん、この新たな経営継承というのは多義的であり、新規参入者へ資産を継承（譲渡）することのみではなく、技術や技能の伝達や経営能力の育成等も含まれるだろう。あるいは、ハードルは高いものの、一定の研修過程を経た後に新規参入者が分離独立し、新たな経営を立ち上げる場合もある。

何れにせよ、漁場管理に基づく「次世代に引き継ぐべき経営」の確立とスムーズな経営継承が漁村再生・維持の要諦をなすものとするが、ではそれを推進する主体をどこに求めるべきか。それはやはり漁協ということになるが、単なる経営体としての漁協や漁協職員のテクノクラートとしての権能には限界がある。かといって、行政に代行能力はないし、それを求めるべきでもないだろう。

本報告では、このような漁場管理に基づく漁村再生・維持の試みについて、北海道のいくつかの事例を見ることにより、その方法、内容、条件等を検証するとともに、推進主体の形成をどのように構想するか、考えてみたい。

【第4報告】

地域における漁協の意義—地域活動・販売活動・付加価値化を通じて—

望月理生（東北福祉大学）

沿岸漁業は漁業部門の一階層として把握され、漁協もまた漁業部門の協同組合として把握されることが多い。しかしながら、沿岸地域社会や地域経済からみれば、沿岸漁業は地域の「価値生産」の担い手であると同時に「人間と自然との物質代謝」の担い手であり、漁協は地域を形成する経済主体のひとつである。

本報告では、漁協を沿岸地域社会ないし地域経済の主体として捉え、沿岸地域社会や地域経済における漁協の役割や意義を付加価値化・販売活動・地域活動を通して考察したい。採り上げる素材は2つある。ひとつは、北海道野付郡別海町の野付漁業協同組合（以下、野付漁協）における「つくり育てる漁業」の取り組みである。もうひとつは、三重県鳥羽市および志摩市（旧磯部町）に支所をもつ鳥羽磯部漁業協同組合（以下、鳥羽磯部漁協）における「漁業と観光の連携促進事業」（以下、漁観連携）である。

野付漁協では「つくり育てる漁業」の取り組みを長年にわたり実践している。その活動のなかに野付湾流入河川の河畔部への植樹がある。植樹は野付漁協女性部が1988年から開始し、1989年には漁協が森林を取得し植栽事業を展開する。植樹の取り組みは河川や湾内の漁場環境の改善だけにとどまらず地域の自然景観をも形成している。さらに、この取り組みは生活協同組合連合会首都圏コープ事業連合と産地交流を行うきっかけともなっている。

また、野付湾のホッケイエビ漁では漁業管理だけでなく、ホッケイエビの生息地帯でもあるアマモ場を造成し、藻場保全のため打瀬網で漁獲している。「野付半島・野付湾」は2005年11月にラムサール条約登録湿地に認定されているが、エビ漁は「漁業による湿地の賢明な利用の事例」と評価されている。また、打瀬網漁の風景は「観光資源」にもなっている。

鳥羽磯部漁協では、鳥羽市と鳥羽市観光協会を併せた三者で2014年から漁観連携が進められている。漁観連携は当地の漁業存続に危機感を抱いた観光業者が提案したものである。漁観連携の成果のひとつに「答志島トロさわら」のブランド化がある。「答志島トロさわら」は厳格な基準のもと出荷され、ブランド化2年目にはキロ単価が2倍近くに上がるなど、漁業者の所得向上に寄与する結果となっている。また、鳥羽市観光協会が旅館等に声をかけ、「答志島トロさわら」を地場で消費するための販路を開拓することで、「地産地消」にも寄与している。

以上の事例を通じて、地域の景観形成に関わる主体として、また水産物を介した地域内経済循環の起点として漁協を位置づけ、沿岸地域社会や地域経済の視点から積極的な意義を見出したい。

【第5報告】

漁村再生の意義と課題 –高齡漁業者の役割と新たな経営形態の模索– (仮)

工藤貴史 (東京海洋大学)

本報告は、漁村という地域の視点から沿岸漁業の可能性と存在意義について考察することを目的としている。本報告では、漁業センサスの集計単位である漁業地区を分析対象として、1) 漁業就業者と住民の高齡化の実態について分析し、2) 限界集落化した漁業地区や漁業によって地域社会が維持されている漁業地区の存在を明らかにし、3) 漁村再生の課題として高齡漁業者の重要性と新たな経営形態の必要性について検討していきたい。

日本社会は2000年代から人口減少時代に突入し、今日では多くの市町村において人口が減少している。都市と比較して人口と資本の面で劣位にある漁村では、人口減少によって第2・3次産業が衰退し、それがさらなる人口減少を引き起こすといった構造的問題をかかえている。限界集落化した漁村においては、第2・3次産業を地域外から誘致したり住民が新たに起業したりすることは極めて困難であり、漁業が地域再生を実現可能とするほぼ唯一の産業といってもよいだろう。人口減少時代において、漁業は沿岸地域の社会と経済を支える産業として存在意義が高まっているといえる。

とはいえ、日本における漁業就業者数は、周知の通り、減少に歯止めがかからない状況にある。日本の沿岸漁業は、漁家（個人経営体）を基本単位とし、その世帯内継承によって経営体の再生産が実現されてきた。しかし、2018年漁業センサスによると個人経営体のうち一世代個人経営の占める割合は80%となっており、「後継者あり」の経営体の占める割合は17%に過ぎない。今後も漁業就業者数の減少は避けられず、漁業就業者が皆無になる可能性の高い漁業地区が一定数存在している。また、漁業就業者のみならず住民の高齡化も進展しており、限界集落化した漁業地区では漁業とともに地域社会も消滅していく可能性があると考えられる。

しかし、このような限界集落化した漁業地区でも地区外から新規就業者を受け入れて漁業と社会が再生することに成功した地域が存在している。漁家世帯以外からの新規参入者を確保するためには、技術継承を担当する現役漁業者の確保、漁場利用の確保、住居の確保が必要不可欠である。そのため、新規就業者確保の取り組みは漁業地区が実施単位となる。また、限界集落化した漁業地区は、もはや高齡漁業者しか残存していないため、彼らが主体的に新規就業者確保に取り組む必要があり、彼らへの支援も必要不可欠である。

さらに、現在、沿岸漁業は一世代個人経営が中心になっているが、それが新規参入を困難にさせている要因の一つになっていると考えられる。新規就業者の確保を促進していくためには新たな経営形態を創出していく必要がある。本報告では新たな経営形態の取り組み事例を紹介して、漁村再生に向けた沿岸漁業の発展方向を展望したい。

【第6報告】

漁村における女性の取り組み（仮）

三木奈都子（中央水産研究所）

漁村における女性の取り組みは、大きく2つに分けられる。ひとつは漁業者としてであり、もうひとつは水産物の加工販売などの漁業を活かした活動の主体としてである。

前者については、女性漁業就業者数の減少はもちろんであるが、その割合も近年、低下している。養殖の展開時期を中心に、一時は女性漁業就業者の割合が高まったが、その後、漁家女性が漁業外の雇用就業に就く傾向が示され、その割合は低下していった。農業では農業経営体の法人化により、若年女性の雇用先として農業が認識され始めたが、漁業ではそのような動きは示されなかった。とはいえ、漁業者の妻という立場からだけでなく女性自らの就業選択として漁業に従事する動きも一部で示された。このように、女性の漁業就業が若干ではあるが、質的に変化してきている。

後者については、長年の漁協女性部活動を背景にして1990年代から展開し、自発的な起業グループもその主体に含まれるようになった。このような活動は、漁業自体の活力が低下するに従い注目されるようになったといえる。また、活動の自立性や持続性には、メンバー間のコミュニケーションと絶え間ない調整と学び、楽しみとしての活動の要素等が必要であると考えられる。これらの活動の地域への寄与は、雇用の発生や原料としての地元水揚げ水産物の買い上げ等の経済的側面だけでなく、地域に元気を与えたり関係者の生活満足度を高めたりする効果も指摘されている。高齢者への配食やデーサービスの実施など介護の要素が含まれる場合もある。

近年、漁村における女性の取り組みをめぐる状況や価値観の変化がある。世界全般ではSDGsやジェンダー平等の潮流があり、農林水産業でもFAO「持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン」や国連「家族農業の10年」が示されている。国内では、東日本大震災後の生活や仕事、子育てに対する考え方の変化があった。その前から開始された地域おこし協力隊などローカルキャリアを求めて地方に暮らす若者からも、地域の新たな見方や幸福感等が発信され、それが都市住民にインパクトを与えるのみならず地元住民に地域を見る目の見直しを迫った。

そのようななかで、女性を中心とした水産物の加工販売などの漁業を活かした活動においては、近年、担い手が高齢化し、活動の継続が課題になっているグループが少なくない。その一方で、これまでと異なる視点を持った若手女性の活動の萌芽も散見される。今後は、多様性を特徴とする漁村で活動を希望する少数で貴重な個々人をつなげ、そのモチベーションを刺激しつつ、全国的な視点から活動のこれまでのノウハウの引き継ぎや共有を図っていくことが課題であると考えられる。これらについて、長年活動を継続してきたグループ及び若手女性の取組等を事例として示しながら、報告する。

■ 学会賞候補者の推薦

学会賞候補者の推薦を募集しています。2020年4月末までに候補対象者名と理由を記して事務局（甫喜本憲）までお送り下さい。お送り頂いたものは学会賞選考委員会に提出します。送付先（メール:fishcono@gmail.com）

（※メールの件名に、「漁経 2020 学会賞推薦・送信者名」を明記のこと。「」は不要。）

【編集後記】

図らずもコロナウィルスに翻弄される状況となりました。今後も学会HPを始め、メール、短信等で追加情報を発信していきます。随時ご確認のほど、よろしくお願いします。

（甫喜本憲）

学会短信 No. 147

2020. 4. 9

漁業経済学会事務局（総務：甫喜本憲）

〒759-6597 山口県下関市永田本町2-7-1 水産大学校内

（国立研究開発法人水産研究・教育機構：略称：水産機構）

TEL：083-227-3854、FAX 083-286-7431

メール：fishcono@gmail.com